

議案第 1 1 号

羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

生活保護を停止されている被保護者を福祉医療費助成制度の対象者とするため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例(昭和 48 年羽曳野市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「被保護者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

(羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和 55 年羽曳野市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「被保護者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

(羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 3 条 羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例(平成 9 年羽曳野市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「者」の次に「(その保護を停止されている者を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条による改正後の羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に要する費用について適用し、同日前に受けた医療に要する費用については、なお従前の例による。

(羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条による改正後の羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に要する費用について適用し、同日前に受けた医療に要する費用については、なお従前の例による。

(羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条による改正後の羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に要する費用について適用し、同日前に受けた医療に要する費用については、なお従前の例による。

羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p><b>第1条関係</b></p> <p>羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例により医療費の助成を行う対象者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定に基づく被保護者(その保護を停止されている者を除く。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>以下省略</p>	<p><b>第1条関係</b></p> <p>羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例により医療費の助成を行う対象者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定に基づく被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>3・4 省略</p> <p>以下省略</p>
<p><b>第2条関係</b></p> <p>羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例により医療費の助成を行う対象者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定に基づく被保護者(その保護を停止されている者を除く。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p><b>第2条関係</b></p> <p>羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例により医療費の助成を行う対象者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定に基づく被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>以下省略</p>
<p><b>第3条関係</b></p>	<p><b>第3条関係</b></p>

<p>羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例により医療費の助成を行う対象者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者<u>(その保護を停止されている者を除く。)</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例により医療費の助成を行う対象者としな<del>い</del>。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>以下省略</p>
---	---